

令和5年3月17日

制定

(趣旨)

第1条 本学における内部質保証活動を推進する組織として、学長のもとに全学内部質保証推進会議（以下「質保証会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 質保証会議は、本学の内部質保証活動を推進し、活動の結果を総括するとともに、内部質保証活動について責任を負う。

(方針及び手続)

第3条 質保証会議は、内部質保証活動を推進するため、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定める。

(活動結果の公表)

第4条 質保証会議は、内部質保証活動の結果を社会に対し公表する。

(質保証会議の任務)

第5条 質保証会議の任務は次のとおりとする。

- (1) 本学の教育、研究、大学運営等の質保証活動に関すること
- (2) 内部質保証のための全学的な方針及び手続の制定に関すること
- (3) 自己点検・評価に関すること
- (4) 認証評価に関すること
- (5) 外部評価に関すること
- (6) 本学の内部質保証活動の結果（自己点検・評価結果を含む）の公表に関すること
- (7) その他内部質保証に関すること

(構成)

第6条 質保証会議は次の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学生サービスセンター教務担当部長
- (4) 学生サービスセンター学生担当部長
- (5) 研究科長
- (6) 各学部長
- (7) 各学科長
- (8) 通信教育部長
- (9) アドミッションセンター長

- (10) 大学事務局長
- (11) 学長室長
- (12) その他学長が指名する者
(議長及び副議長)

第7条 質保証会議に議長を置き、学長がこれにあたる。

- 2 質保証会議に副議長を置き、副学長がこれにあたる。副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(部会)

第8条 質保証会議に、大学運営等部会及び教学部会を置く。

- 2 大学運営等部会は執行部会議を、教学部会は教学マネジメント会議をもって充てる。
- 3 大学の教育、研究、大学運営等の状況について、自己点検・評価を行うため、大学評価基準（評価機関が定める基準）ごとに評価専門部会を置く。評価専門部会の組織、運営については、別に定める。

(部会の役割)

第9条 大学運営等部会の役割は次のとおりとする。

- (1) 大学運営全般に関して各基本方針を策定
- (2) 基本方針に基づく計画の策定、計画に基づく実施を各学内組織（各学部・学科及び各専攻、各センター及び事務局）へ指示、必要な指導、助言及び支援
- (3) 自己点検・評価結果に基づき各学内組織における実施状況を検証し、必要な改善案の策定を各学内組織に指示

2 教学部会の役割は次のとおりとする。

- (1) 本学の教育活動の実施について、教育ポリシー（学位授与方針、教育課程の実施方針、学生の受け入れ方針）を策定
- (2) 各学部・学科及び各専攻に対して、教育ポリシーに基づく適切な教育課程の編成を指示し、教育活動の実施にあたって、必要な指導、助言及び支援
- (3) 自己点検・評価結果に基づき各学部・学科及び各専攻における教育活動の実施状況を検証し、必要な改善案の策定を各学部・学科及び各専攻に指示

(部局別内部質保証委員会)

第10条 各学部・学科、各専攻、各センター及び事務局に部局別内部質保証委員会（以下、「部局別質保証委員会」という。）を置く。部局別質保証委員会は、大学の方針に基づき教育研究活動等の計画を策定し、計画に基づいて教育研究活動等を実施するとともに、その結果を点検・評価し、点検・評価結果に基づいて、改善計画を作成し、実行する。

- 2 部局別質保証委員会は、自己点検・評価結果及び内部質保証活動について、質保証会議に報告する。

(外部評価委員会)

第11条 本学の内部質保証活動の結果及び自己点検・評価結果について、外部の有識者から意見を聴き、

客観性及び妥当性を確保し有効性を高めるため、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会の組織・運営については別に定める。

(事務)

第12条 質保証会議に関する事務は、次のとおりとする。

(1) 質保証会議及び大学運営等部会の事務は関係部署の協力を得て学長室が行う。

(2) 教学部会の事務は学長室の協力を得て教務担当が行う。

附 則

1 この規程は、令和5年3月17日から施行する。

2 この規程の施行の日をもって、神戸親和女子大学大学評価委員会規程（平成16年5月21日制定）及び神戸親和女子大学内部質保証推進ワーキング・グループ設置について（申合せ）（令和元年10月10日制定）は廃止する。